

闘鶏を禁止する条例の制定を求める意見書

糸満市内において傷ついた軍鶏(タウチー)が遺棄される事例が発生している。市内在の動物保護施設において、令和2年9月現在90羽程度の軍鶏を保護している現状があり、本市において闘鶏を禁止する条例を制定するよう動物保護施設関係者からの要請(議会・行政)が行われた。

本市議会では、その実情を看過することはできず、令和元年12月定例会に取り上げ、願者への聞き取りや令和2年1月に軍鶏が保護されている施設の視察を行った。願者からは、県内各地で闘鶏行為がある旨の訴えがあり、本市議会において沖縄県や沖縄県警察本部へ質問書を提出し調査を行うとともに、市内での闘鶏行為の実態についての情報収集に努めてきた。

それらを踏まえ、現行法である「動物の愛護及び管理に関する法律」がある中で、各市町村が独自の条例を制定することが可能かまたは望ましいのか、10か月余り議論してきた。この議論を通して、闘鶏を禁止するためには、一自治体ではなく県内全体を対象とした条例制定しかないとの結論に至った。なお、全国においては、北海道・東京都・神奈川県・石川県・福井県で闘鶏等を禁止する条例が策定されており、都道府県単位での禁止条例の制定は可能だと考える。

また、この問題は、遺棄された軍鶏が感染症や、興奮をあおるための薬物を投与されている中で有害な病原菌に冒されている可能性もあり、本市の畜産等に悪影響を与えかねない。さらに、SNSの中では、軍鶏もしくは闘鶏と検索すると沖縄県糸満市が数多く表示され、今後の観光産業にも風評被害が起りかねない状況である。

以上のことから、沖縄県内においては「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「刑法」だけの対応ではなく、闘鶏に特化した条例が必要だと考える。

よって、本市議会は、沖縄県において闘鶏の実態調査や遺棄・虐待の抑止に対する広報なども行い、闘鶏を禁止する条例を制定することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年10月15日

糸 満 市 議 会

あて先：沖縄県知事

闘鶏を禁止する条例の制定を求める決議

糸満市内において傷ついた軍鶏(タウチー)が遺棄される事例が発生している。市内在の動物保護施設において、令和2年9月現在90羽程度の軍鶏を保護している現状があり、本市において闘鶏を禁止する条例を制定するよう動物保護施設関係者からの要請(議会・行政)が行われた。

本市議会では、その実情を看過することはできず、令和元年12月定例会に取り上げ、願者への聞き取りや令和2年1月に軍鶏が保護されている施設の視察を行った。願者からは、県内各地で闘鶏行為がある旨の訴えがあり、本市議会において沖縄県や沖縄県警察本部へ質問書を提出し調査を行うとともに、市内での闘鶏行為の実態についての情報収集に努めてきた。

それらを踏まえ、現行法である「動物の愛護及び管理に関する法律」がある中で、各市町村が独自の条例を制定することが可能かまたは望ましいのか、10か月余り議論してきた。この議論を通して、闘鶏を禁止するためには、一自治体ではなく県内全体を対象とした条例制定しかないとの結論に至った。なお、全国においては、北海道・東京都・神奈川県・石川県・福井県で闘鶏等を禁止する条例が策定されており、都道府県単位での禁止条例の制定は可能だと考える。

また、この問題は、遺棄された軍鶏が感染症や、興奮をあおるための薬物を投与されている中で有害な病原菌に冒されている可能性もあり、本市の畜産等に悪影響を与えかねない。さらに、SNSの中では、軍鶏もしくは闘鶏と検索すると沖縄県糸満市が数多く表示され、今後の観光産業にも風評被害が起こりかねない状況である。

以上のことから、沖縄県内においては「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「刑法」だけの対応ではなく、闘鶏に特化した条例が必要だと考える。

よって、本市議会は、沖縄県において闘鶏の実態調査や遺棄・虐待の抑止に対する広報なども行い、闘鶏を禁止する条例を制定することを求める。

以上、決議する。

令和2年10月15日

糸 満 市 議 会

あて先：沖縄県議会議長